

2025年4月版

# 「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

**第一生命**

 Dai-ichi Life Group

2分冊用

■「1.ご契約に際して」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

#### 4. 告知内容が事実と異なる場合のご契約または特約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたりした場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除し、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができません。ただし、当社がご契約または特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったとき、当社が解除の原因があることを知った日の翌日から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社がご契約または特約を解除することができません。
- 責任開始期の属する日から2年を経過していても、保険金などの支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。①
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社がご契約または特約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社がご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- ご契約または特約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額を契約者にお支払いします。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができません。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。



ご注意

- ご契約の申し込み後または保険金などの請求および保険料の払い込みの免除の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

①責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険料払込を免除できない場合も同様の取り扱いとなります。

「ご契約に際して」

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内

### 3 生活障害年金定期保険(2018)

#### 1.しくみ

- この保険は、被保険者が所定の状態になられたときに生活障害年金をお支払いします。第1回の生活障害年金の支払日前に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いします。
- 保険契約の型が「介護型」の場合は、被保険者が公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し要介護認定において要介護2以上との認定を受けられたときに、保険契約の型が「障害・介護型」の場合は、被保険者が身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級の障害に該当し身体障害者手帳を交付されたとき、または公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し要介護認定において要介護2以上との認定を受けられたときに生活障害年金をお支払いします。なお、保険契約の型の変更は取り扱いません。

保険契約の型	お支払いする保険金・年金
介護型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金</li> <li>●生活障害年金(介護)</li> </ul>
障害・介護型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金</li> <li>●生活障害年金(障害)</li> <li>●生活障害年金(介護)</li> </ul>

- 生活障害年金は、年金支払期間中、被保険者が生存されている限り、お支払いします。年金支払期間は、ご契約時に「5年」「10年」「15年」のいずれかを選択していただきます。なお、ご契約後に年金支払期間の変更は取り扱いません。
- 第1回の生活障害年金が支払われる場合、以後の保険料の払い込みは必要ありません。



- 生活障害年金の支払事由に該当された場合、支払事由該当までの経過年数や生活障害年金をお支払いする回数によっては、支払額が保険料の累計額を下回る場合があります。
- 死亡保険金の支払事由に該当された場合、死亡されたときまでの経過年数によっては、支払額が保険料の累計額を下回る場合があります。
- 生活障害年金、死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- この保険には、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。
- この保険は、契約の更新を取り扱いません。

## 2. お支払いする場合

### ■ 保険契約の型が「介護型」の場合

お支払いする 保険金・年金		お支払いする場合	支払額	受取人
死亡保険金		被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡されたとき	年金額と同額	死亡保険金受取人
生活障害年金 (介護)	第1回の生活障害年金(介護)	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、 <b>公的介護保険制度<sup>①</sup></b> における <b>要介護2以上の状態<sup>②</sup></b> に該当され、 <b>要介護認定<sup>③</sup></b> において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき	年金額	④被保険者
	第2回以後の生活障害年金(介護)	被保険者が年金支払期間中の第1回の生活障害年金(介護)の支払日の年単位の応当日に生存されているとき		

### ■ 保険契約の型が「障害・介護型」の場合

お支払いする 保険金・年金		お支払いする場合	支払額	受取人
死亡保険金		被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡されたとき	年金額と同額	死亡保険金受取人
生活障害年金 (障害)	第1回の生活障害年金(障害)	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表(身体障害者障害程度等級表といます)に定める障害の級別の1級の障害に該当され、同法にもとづき障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付があったとき	年金額	④被保険者
	第2回以後の生活障害年金(障害)	被保険者が年金支払期間中の第1回の生活障害年金(障害)の支払日の年単位の応当日に生存されているとき		
生活障害年金 (介護)	第1回の生活障害年金(介護)	保険契約の型が「介護型」の場合と同じ		
	第2回以後の生活障害年金(介護)			

#### 📖 約款参照

##### ①公的介護保険制度

生活障害年金定期保険(2018)普通保険約款「別表2 公的介護保険制度」

##### ②要介護2以上の状態

生活障害年金定期保険(2018)普通保険約款「別表3 要介護2以上の状態」

##### ③要介護認定

生活障害年金定期保険(2018)普通保険約款「別表4 要介護認定」

④契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が契約者である場合には、契約者とします。この場合、契約者は第1回の生活障害年金の支払日以後、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。

「ご契約に際して」

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内



ご注意

- 身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級の障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、生活障害年金(障害)はお支払いしません。
- 生活障害年金(介護)、生活障害年金(障害)は重複してはお支払いしません。
- 第1回の生活障害年金(介護)の支払事由に複数該当した場合でも、生活障害年金(介護)を重複してはお支払いしません。
- 第1回の生活障害年金(障害)の支払事由に複数該当した場合でも、生活障害年金(障害)を重複してはお支払いしません。
- 法令などの改正が、生活障害年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めるときは、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料および年金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者にその旨をお知らせします。



補足

### 生活障害年金のお支払いの補足

- 公的介護保険制度による要介護認定の対象は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)となります。なお、第2号被保険者は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限り、要介護認定を受けることができます。<sup>①</sup>
- 身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害(複数障害といいます)につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級の障害に該当したときについても、生活障害年金(障害)をお支払いします。

たとえば、身体障害者障害程度等級表に定める2級の障害に2つ該当した場合、1級の身体障害者手帳が交付されることがあります。<sup>①</sup>

①2025年1月時点の取り扱いです。

「ご契約に際して」

各種保険の保障内容

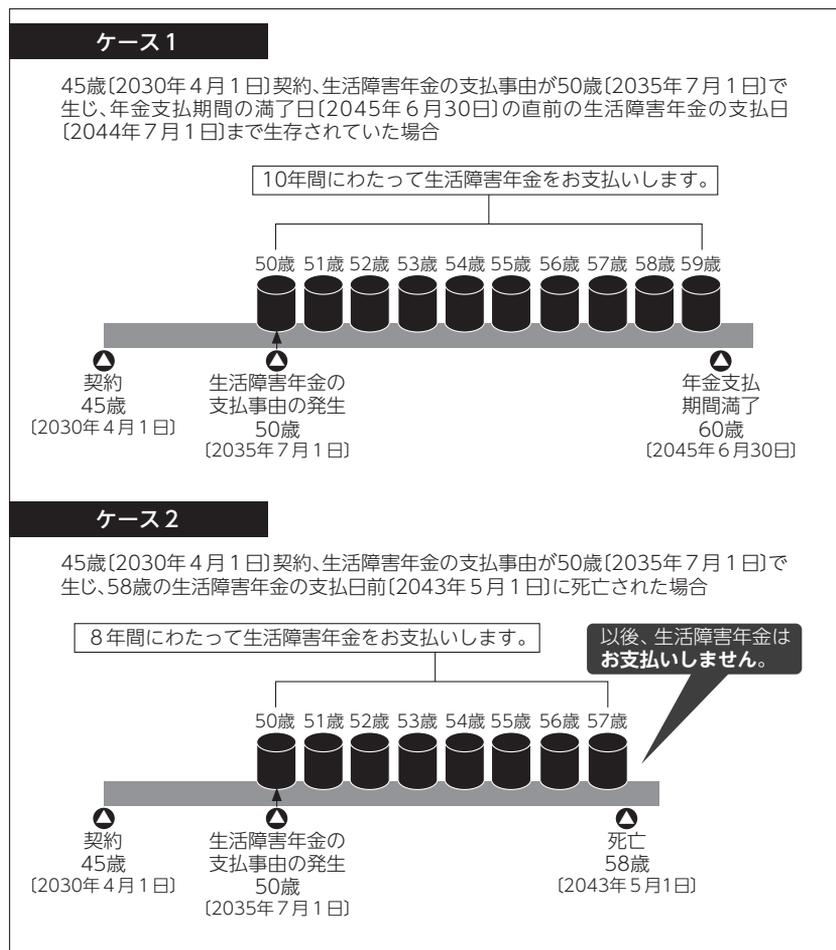
保険金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内

■生活障害年金のお支払いの例<年金支払期間が10年の場合の例>



ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

## 4 保険料払込免除特約(2018)

### 1. しくみ

- 被保険者が所定のがんと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し身体障害者手帳を交付されたとき、所定の要介護状態になられたときに、以後の保険料の払い込みを免除します。
- この特約は、つぎの主契約に付加することができます。

- 定期保険(2018)
- 遡増定期保険(2018)

### 2. 保険料の払い込みを免除する場合

保険料の払い込みを免除する場合	
右記の疾病による所定の状態になられたとき	<b>悪性新生物(がん)</b> 被保険者が責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に生まれて初めて <b>悪性新生物<sup>①</sup></b> と医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき。 <sup>②</sup> ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物については、保険料の払い込みを免除しません。
	<b>急性心筋梗塞</b> 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき (1)急性心筋梗塞 <sup>③</sup> を発病し、その疾病の初診日からその日を含めて60日以上、 <b>労働の制限を必要とする状態<sup>④</sup></b> が継続したと医師によって診断されたとき (2)急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、 <b>病院または診療所<sup>⑤</sup></b> において手術 <sup>⑥</sup> を受けたとき
	<b>脳卒中</b> 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき (1) <b>脳卒中<sup>⑦</sup></b> を発病し、その疾病の初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (2)脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、 <b>病院または診療所<sup>⑤</sup></b> において手術 <sup>⑥</sup> を受けたとき
<b>所定の身体障害状態になられたとき</b> 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、主契約の保険料払込期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表(身体障害者障害程度等級表といいます)に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当され、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳を交付されたとき	

#### 約款参照

**①悪性新生物**  
 保険料払込免除特約(2018)「別表2 対象となる悪性新生物」

**②**病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。

#### 約款参照

**③急性心筋梗塞**  
 保険料払込免除特約(2018)「別表3 対象となる急性心筋梗塞」

**④労働の制限を必要とする状態**  
 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

#### 約款参照

**⑤病院または診療所**  
 保険料払込免除特約(2018)「別表5 病院または診療所」

**⑥手術**については、「補足保険料の払い込みの免除の補足 ■急性心筋梗塞、脳卒中による所定の状態になられたとき」をご参照ください。

#### 約款参照

**⑦脳卒中**  
 保険料払込免除特約(2018)「別表4 対象となる脳卒中」

## 5 リビング・ニーズ特約(2018)

### 1. しくみ

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金のお支払いに代えて、特定状態保険金をお支払いします。
- この特約は、つぎの主契約に付加することができます。

- 定期保険(2018)
- 遡増定期保険(2018)



ご注意

- この特約には、解約返還金はありません。
- この特約の付加は、リビング・ニーズ特約を含めて、被保険者お1人につき1契約に限ります。

### 2. お支払いする場合

お支払いする保険金	お支払いする場合	支払額	受取人
特定状態保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額から、特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額	被保険者 <sup>①</sup>

① 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が契約者である場合には、契約者となります。



ご注意

- 医師により被保険者の余命が6か月以内と診断された場合でも、当社において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、特定状態保険金をお支払いしません。「余命が6か月以内」の判断は、医療機関の診断書や請求書類等の内容または当社が確認を行った結果にもとづいて、当社が行います。
- 特定状態保険金の請求日が主契約の保険期間の満了日の直前1年以内となる場合については、特定状態保険金の支払対象とはなりません。
- 特定状態保険金をお支払いする前に、死亡保険金の請求を受けたときは、特定状態保険金はお支払いしません。
- 特定状態保険金をお支払いした場合、この特約は消滅したものとみなします。
- 特定状態保険金のお支払い後、6か月以内に被保険者が死亡された場合でも、指定保険金額から差し引いた利息および保険料に相当する額は返金いたしません。

■「Ⅲ. 保険金などのお支払い」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

# Ⅲ . 保険金などのお支払い

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

## 1 保険金などの請求方法

保険金などの支払事由に該当された場合、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合、不明な点が生じた場合などには、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

- どのような場合に保険金などが支払われるかについては、「Ⅱ. 各種保険の保障内容」をご覧ください。なお、日本国外で死亡された場合などでも、国内と同様に約款の規定にもとづき保険金などをお支払いしますので、ご請求ください。
- 保険金などの請求には時効があります。死亡保険金、生活障害年金、解約返還金、保険料払込の免除などの請求の権利は、3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。
- 請求手続きについては、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

### ■ 保険金などの支払時期

保険金などは請求書類が当社に到着した日<sup>①</sup>の翌日からその日を含めて5営業日<sup>②</sup>以内にお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合の支払期限は、つぎのとおりとします。

保険金などをお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
<p>① 保険金などをお支払いするための確認が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合</li> <li>● 保険金などの免責事由に該当する可能性がある場合</li> <li>● 告知義務違反に該当する可能性がある場合</li> <li>● 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</li> </ul>	<p>請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内<sup>③</sup></p>
<p>② 上記①の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合</li> <li>● 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合</li> <li>● 契約者、被保険者または保険金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合</li> <li>● 日本国外における調査が必要な場合</li> </ul>	<p>請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内<sup>③</sup></p>

#### ① 請求書類が当社に到着した日

完備された請求書類が当社に到着した日をいい、営業日でない場合は翌営業日となります。

#### ② 営業日

以下の日を除く日をいいます。  
 ・土曜日、日曜日  
 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日  
 ・12月31日から翌年1月3日まで

③ 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、正当な理由がなく確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。



- 重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。
- 保険金などの請求および保険料の払い込みの免除の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約の請求内容などについて確認させていただく場合があります。

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

## 2 保険金などをお支払いできない場合

保険金などをお支払いできない場合、保険料の払い込みを免除できない場合があります。保険金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

### 1. 支払事由などに該当しない場合の例 (責任開始期前の疾病・傷害を原因とする場合)

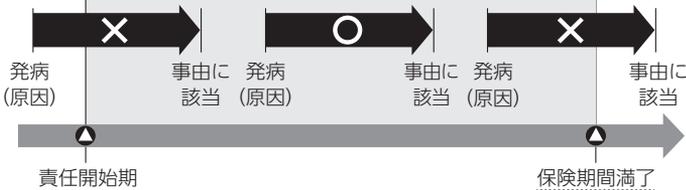
- 保険金などのお支払いについては、その要件を「**支払事由<sup>①</sup>**」として約款に定めています。したがって、要件を満たさず、支払事由に該当しない場合には、保険金などのお支払いはできません。また、保険料の払い込みの免除についても、その要件である「**保険料払込の免除事由<sup>①</sup>**」に該当しない場合には、保険料の払い込みの免除はできません。
  - 生活障害年金のお支払いおよび保険料の払い込みの免除は、その原因となる疾病または傷害がご契約の**責任開始期<sup>②</sup>**(復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期をいいます)以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期前にすでに発病していた疾病(\*)または発生していた傷害を原因とする場合には、生活障害年金のお支払いおよび保険料の払い込みの免除はできません。
- (\*)「責任開始期前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます)について、責任開始期前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます)を受けたことがある。
- 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

原因が責任開始期前に生じているため、生活障害年金のお支払い対象とはなりません。

生活障害年金のお支払い対象となります。

保険期間中に支払事由に該当していないため、生活障害年金のお支払い対象とはなりません。



- 保険料の払い込みの免除対象となる場合、ならない場合も同様となります。
- 死亡保険金については、責任開始期以後の疾病または傷害を原因とすることがお支払いの要件とはなっていないため、死亡の原因が責任開始期前に生じていた場合でもお支払いの対象となります。ただし、告知義務違反によりご契約が解除されたり、免責事由に該当した場合には、お支払いしません。

- 責任開始期前に発病していた疾病を原因とする場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして生活障害年金をお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

### Ⅲ. 保険金などのお支払い

#### ①支払事由 保険料払込の免除事由

「Ⅱ.各種保険の保障内容」をご参照ください。

#### ②責任開始期

「Ⅰ.ご契約に際して」**8**「ご契約の成立と保障の責任開始期」をご参照ください。

## 2. 免責事由に該当する場合

- 支払事由や保険料払込の免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、保険金などのお支払いおよび保険料の払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

保険金・保険料払込の免除	免責事由
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご契約の責任開始期(復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします)の属する日からその日を含めて3年以内の自殺<sup>①</sup></li> <li>● 契約者または死亡保険金受取人の故意<sup>②</sup></li> </ul>
第1回の生活障害年金(障害) <sup>③</sup> 第1回の生活障害年金(介護) 保険料払込の免除 <sup>④</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>● 被保険者の犯罪行為</li> <li>● 被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>● 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>● 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>● 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>● 被保険者の薬物依存<sup>④</sup></li> </ul>
特定状態保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約者または被保険者の故意<sup>②</sup></li> </ul>

①自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。

②一部の受取人によるときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人にお支払いします。

③複数障害により対象となる身体障害状態に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害が支払事由または保険料払込の免除事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、生活障害年金をお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

### 📖 約款参照

#### ④薬物依存

保険料払込免除特約(2018)「備考2. 薬物依存」

### 3. 告知義務違反による解除の場合

- ご契約(特約)の締結または復活に際して、故意または重大な過失によって事実を告知<sup>①</sup>しなかったり事実と異なることを告知したりしたために、告知義務違反<sup>①</sup>によりご契約(特約)が解除された場合は、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。すでに保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金などの支払事由や保険料払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

### 4. 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約(特約)が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由が生じていたときは、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。すでにその支払事由により保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
  - 契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
  - 契約者、被保険者または保険金などの受取人がこのご契約の保険金など(死亡保険金を除き、保険料の払い込みの免除を含みます)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
  - このご契約の保険金など(保険料の払い込みの免除を含みます)の請求に関してその保険金などの受取人(保険料の払い込みの免除の請求については契約者)に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
  - 他のご契約との重複により生活障害年金の年金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき等<sup>②</sup>
  - このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社の契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
  - 当社の契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

**①告知  
告知義務違反**  
「I. ご契約に際して」  
告知義務をご参照ください。

**②**この事由にのみ該当した場合で、該当したのが一部の死亡保険金の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき保険金などをお支払いしません。

## 5. 詐欺による取消の場合

- ご契約(特約)の締結または復活に際して、契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約(特約)が取消となった場合は、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は払い戻しません。

## 6. 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約成立後の保険金などの請求の状況などから、契約者が保険金などを不法に取得する目的または第三者に保険金などを不法に取得させる目的でご契約の締結または復活をされたものと認められるために、ご契約(特約)が無効となった場合は、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は払い戻しません。

## 7. 保険金などを削減してお支払いする場合

- 戦争その他の変乱によって保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、つぎの保険金を削減してお支払いすることがあります。なお、削減後の保険金の金額は、責任準備金額を下回ることがありません。

- 死亡保険金
- 特定状態保険金

- 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって生活障害年金の支払事由または保険料払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加が、主契約または保険料払込免除特約が付加された主契約の保険料の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、生活障害年金を削減してお支払いすること、または保険料の払い込みの免除をしないことがあります。

■「IV. 保険料について」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

# IV . 保険料について

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

## 1 充実割

- 所定の条件を満たすご契約について、保険金額などをもとに判定された割引ランクに応じて保険料率を割り引く制度です。
- 充実割の適用有無および適用される割引ランクは、つぎのご契約ごとの割引判定ポイント(充実割の判定のために保険金額などを換算したもの)にて判定します。

<定期保険(2018)または生活障害年金定期保険(2018)の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上、5,000ポイント以上、10,000ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。

<逡増定期保険(2018)の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。



ご注意

- 割引判定ポイントはご契約ごとに判定し、他のご契約とは通算しません。
- 契約内容の変更(保険金額などの減額や保障内容の変更など)により割引判定ポイントが減少した場合、変更後の割引判定ポイントに応じて保険料を計算し、適用される割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

## 2 保険料の払い込み

### 1. 保険料の払込方法(経路)

保険料の払込方法(経路)にはつぎの方法があります。

#### ①口座振替による払い込み

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください。①
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しません。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払・半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

①同一口座から、複数の保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません。

**②クレジットカードによる払い込み**

- 当社指定のクレジットカードにより、保険料をお払い込みいただきます。この場合、クレジットカードの名義は契約者に限ります。
- 当社が定めた決済日を保険料の払い込みがあった日とします。<sup>①</sup>
- 決済された保険料については領収証を発行しません。
- 当社が定めた決済日に保険料の決済ができなかった場合でも、通知でお知らせのうえ、月払契約においては翌月の決済日に前月と当月の2か月分の保険料の決済を、年一括払・半年一括払契約においては翌月の決済日に再度決済を行うことがあります。

<sup>①</sup>同一のクレジットカードにより、複数の保険料または他の料金等の払い込みを行う場合には、払込順序の指定はできません。

**③団体を通じての払い込み**

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々の契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- 所定の人数を下回る場合など、団体を通じての払込方法の取り扱いができなくなる場合があります。
- 生活障害年金定期保険(2018)では、団体を通じての払込方法を取り扱いません。

**④送金による払い込み**

- 払込期月ごとの払込取扱票を送付しますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約の申し込み手続き時に送金扱月払による払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- 払込方法(経路)の変更により、保険料が変更されることがあります。
- 契約者が法人の場合、クレジットカードによる払い込みはできません。
- 払込方法(経路)の変更を希望される場合または勤務先団体からの脱退などの場合も、すみやかに、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません(当社の募集代理店も同様です)。

## 2. 保険料の払込方法(回数)

保険料の払込方法(回数)にはつぎの方法があります。払込方法(回数)の変更を希望される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お払い込みいただく方法です。
- 半年一括払……………年2回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。
- 年一括払……………年1回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

## 3. 保険料期間

保険料は契約日または毎回の払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(保険料期間といいます)に充当されます。なお、保険料の払込方法(回数)に応じて保険料期間はつぎのとおりです。①

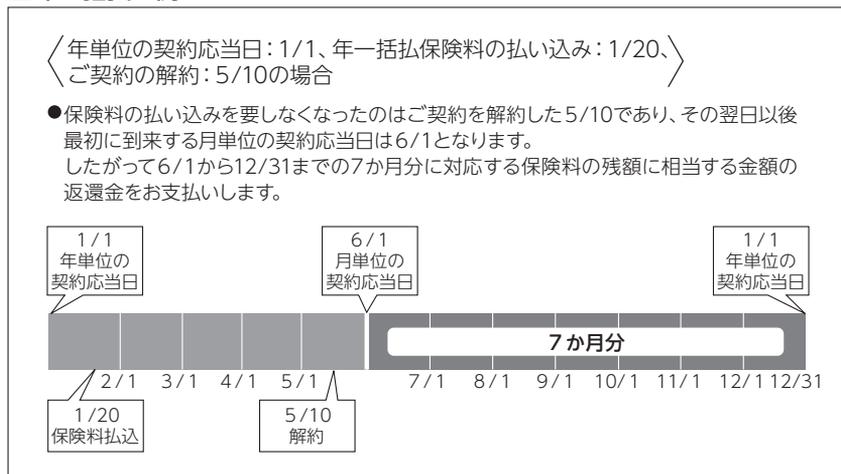
- 月払……………月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

## 4. 保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱い

保険料の払込方法(回数)が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料の払い込みが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅、保険金額などの減額、保険金などのお支払い、保険料の払い込みの免除などにより、保険料の払い込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料の払い込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を、契約者にお支払いします。なお、保険金などをお支払いするときは、保険料の残額に相当する金額の返還金を、その保険金などの受取人にお支払いします。
- 保険金額の減額などにより保険料の一部の払い込みを要しなくなった場合は、その払い込みを要しなくなった部分に限ります。

### ■ 年一括払の例



● 保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱いはありません。

① 第1回保険料の保険料期間については、それぞれの契約日から次の契約応当日の前日までとなります。

### 3 保険料をまとめて払い込む方法

余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、月々の保険料負担を軽減することができます。保険料をまとめて払い込む場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。①

#### 1. 保険料の一括払(月払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、当月分以後の保険料をまとめてお支払いいただく方法です。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、保険金などをお支払いするときは、一括払された保険料の残額を、その保険金などの受取人に払い戻します。



ご注意

- 一括払された保険料の残額について、申出による払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、一括払された保険料の残額からの貸し付けはできません。

#### 2. 保険料の前納(年一括払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、将来の保険料を2年以上まとめてお支払いいただく方法です。
- 保険料前納金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払い込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料の払い込みに順次あてられます。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、保険金などをお支払いするときは、保険料前納金の残額を、その保険金などの受取人に払い戻します。
- 月払・半年一括払のご契約は、払込方法(回数)を年一括払に変更のうえ、前納の取り扱いをします。



ご注意

- 保険料前納金の残額について、申出による払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、保険料前納金の残額からの貸し付けはできません。
- 前納期間中には払済終身保険への変更などの契約内容の変更を取り扱わない場合があります。

①2025年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります。

## 4 払込期月・猶予期間とご契約の効力

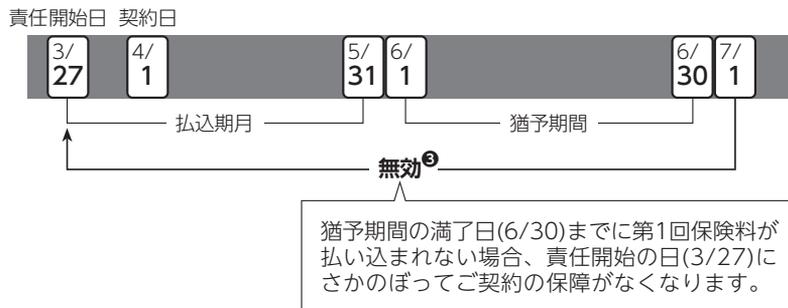
保険料は所定の払込期月内にお支払いください。払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内に保険料をお支払いいただけない場合、ご契約は無効または失効となります。

● 保険料の払込期月および猶予期間はつぎのとおりです。

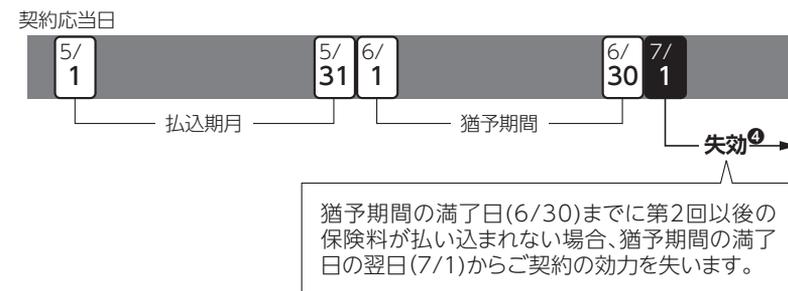
- 払込期月
  - 第1回保険料……責任開始の日からその翌々月末日まで
  - 第2回以後の保険料……月単位の契約応当日の月の初日から末日まで<sup>①</sup>
- 猶予期間
  - 第1回および第2回以後の保険料……払込期月の翌月初日から末日まで<sup>②</sup>

### ■ 月払(口座振替による払い込み)の例

#### 第1回保険料の場合



#### 第2回以後の保険料の場合



<sup>①</sup> 年一括払・半年一括払については、年・半年単位の契約応当日の月の初日から末日までとなります。

<sup>②</sup> 年一括払・半年一括払については、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までとなります。

<sup>③</sup> 猶予期間の満了日までに保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由に該当され、当社が保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除をした場合は、無効としません。

・ 全部見直し制度、一部見直し制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

<sup>④</sup> 失効した場合でご契約に解約返還金があるときには、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

## ■ 年一括払(口座振替による払い込み)の例

## 第1回保険料の場合

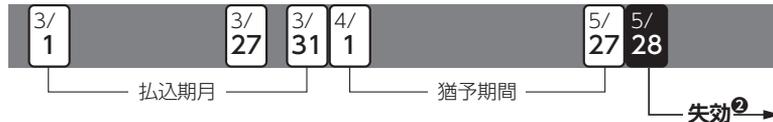
責任開始日(契約日)



猶予期間の満了日(7/27)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

## 第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(5/27)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(5/28)からご契約の効力を失います。

① 猶予期間の満了日までに保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由に該当され、当社が保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除をした場合は、無効としません。

・全部見直し制度、一部見直し制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

② 失効した場合でご契約に解約返還金があるときには、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

## 5 失効したご契約の復活

保険料の払い込みがなく失効したご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

### 1. 必要な手続き

- あらかじめ告知または診査<sup>①</sup>をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- 当社が復活を承諾したときは、払い込みを中止された時から復活する時までの保険料(復活保険料)を一括して払い込んでいただきます。



ご注意

- 解約返還金と同額の返還金を請求された後は復活の取り扱いはできません。

### 2. 責任開始期

- 申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)からご契約上の保障が開始されます。



ご注意

- 復活時の告知義務違反による解除、復活日から3年以内の自殺、復活前の発病などがある場合には、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除の取り扱いができないことがあります。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除の取り扱いができないことがあります。

#### ①告知または診査

「1.ご契約に際して」<sup>②</sup>告知義務をご参照ください。

## 6 払い込みが困難なときの継続方法

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。詳しくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

保険料の負担を軽くしたいとき	保険金額などの減額
死亡保障を残しつつ、保険料の払い込みを中止したいとき	払済終身保険への変更

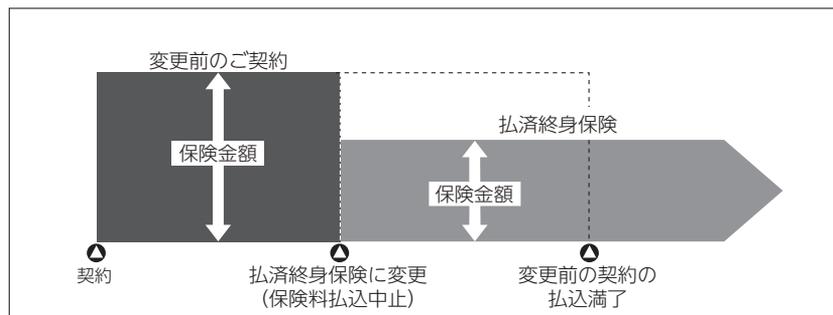
### 1. 保険金額などの減額<sup>①</sup>

- 保険金額などを減らすことによりお払い込みいただく保険料が少なくなります。

### 2. 払済終身保険への変更

- 次回以後の保険料払込を中止し、所定の取扱範囲内で、解約返還金をもとに保険金額を定めた払済終身保険に変更することができます。
- 払済終身保険に変更することにより、死亡保障が終身にわたって継続します。
- 増定期保険(2018)または生活障害年金定期保険(2018)を払済終身保険に変更する場合、払済終身保険の死亡保険金額が、変更前のご契約の死亡保険金の額をこえるときは、払済終身保険の死亡保険金額について、解約返還金の残額との合計額が変更前のご契約の死亡保険金の額と同額となるよう定め、その解約返還金の残額を契約者にお支払いします。

#### ■ 払済終身保険への変更の例〈定期保険(2018)の場合〉



ご注意

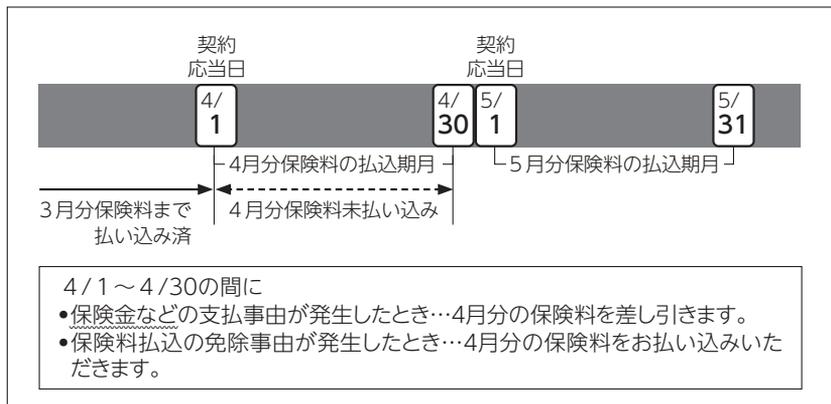
- この制度を利用されるご契約に契約者貸付があるときは、その元利金を解約返還金から差し引き、死亡保険金額を定めます。
- 定期保険(2018)の場合、変更後の予定利率は変更前より下がることがあります。
- 増定期保険(2018)の場合、払済終身保険の死亡保険金額は一定となり、増しません。また、変更後の予定利率は変更前より下がります。
- 生活障害年金定期保険(2018)の場合、払済終身保険に変更することにより、保険給付の種類は死亡保険金のみとなり、生活障害年金のお支払いはありません。また、変更後の予定利率は変更前より下がります。

## 7 保険金などのお支払いの際の保険料精算

保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのとおり取り扱います。

- 保険金などをお支払いするとき  
……未払込保険料を保険金などから差し引きます。
- 保険料の払い込みを免除するとき  
……**猶予期間**<sup>①</sup>内に未払込保険料をお払い込みいただきます。

### ■ 月払の例



### ① 猶予期間

「<sup>②</sup> 払込期月・猶予期間とご契約の効力」をご参照ください。

## 2 手続き・請求を代理する制度

契約者または被保険者が手続きや保険金などの請求ができない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した代理人が契約者または被保険者に代わって手続きや保険金などの請求を行うことができます。

### 1. 保険契約者代理特約

- 保険契約者代理人(契約者代理人といいます)が、契約者に代わって解約、保険金額などの減額、住所変更などの手続きを行うことを可能とする特約です。
- 契約者は、この特約を付加し、あらかじめ契約者代理人を指定してください。
- つぎのような特別な事情があるときに、契約者代理人が契約者に代わって手続きを行うことができます。

- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないとき
- 契約者が、病名を知らされていないため(がん等の当社が認める傷病名の場合)、保険金などを請求できないとき

など

- 契約者代理人が契約者の意向に沿った手続きができるように、契約者から契約者代理人に対して、ご契約内容、契約者代理人に指定されていることおよび契約者代理人が代理することができる手続きの内容等について、事前に必ずお伝えください。



ご注意

- 契約者が法人である場合には、この特約を付加することはできません。
- 契約者の変更、契約者・契約者代理人の死亡により、この特約は消滅します。<sup>①</sup>
- 契約者・契約者代理人が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人もしくは契約者から当社へ通知ください。
- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないと当社が判断した場合、つぎのとおりとします。
  - この特約が付加されているご契約に関する情報について、契約者代理人に対して開示することがあります。
  - 契約者が同一人である全てのご契約について、以後、契約者からの手続きを取り扱わないことがあります。<sup>②</sup>

①この特約が消滅した場合には、この特約を再度付加することができます。

②その後、契約者がご契約に関する手続きを行う意思表示ができると当社が判断した場合は、契約者からの手続きを取り扱います。

①代理することができる手続き

- 契約者代理人は、契約者が行うことができる手続き①を代理することができます。ただし、つぎの手続きを除きます。②

- 契約者の変更
- 保険金などの受取人の変更
- 契約者代理人の変更
- 契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
- 被保険者が受取人と定められた保険金などの請求③

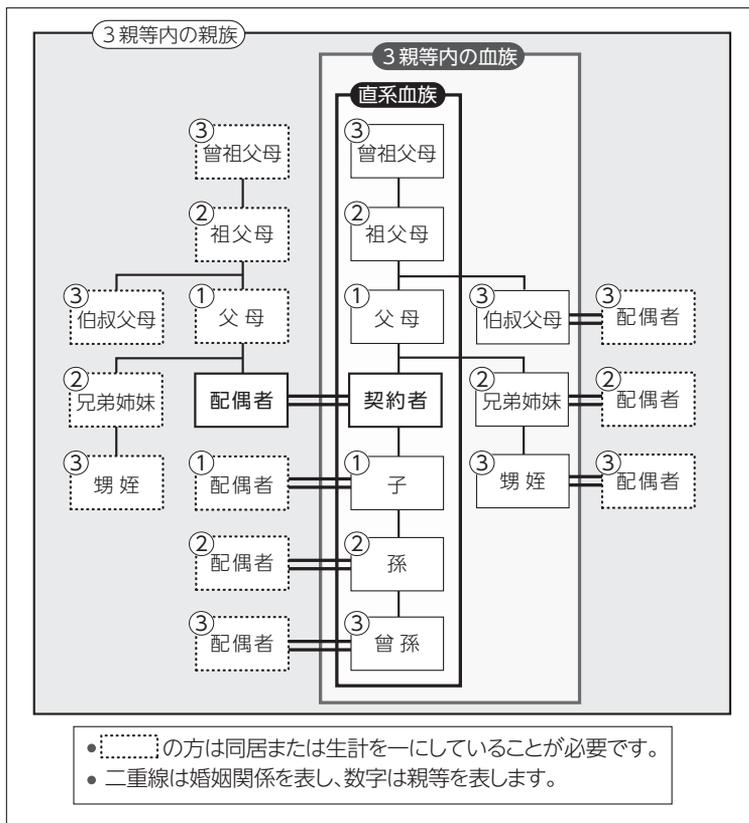
②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。

契約者があらかじめ指定した契約者代理人。ただし、手続き時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
- (3) 契約者と同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- (4) (3)以外で契約者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
- (5) 契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
- (6) (4)または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方

■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族



①契約者と保険金などの受取人が同一人である場合、保険金などの受取人が行うことができる手続きを含みます。

②2025年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更することもあります。

③指定代理請求特約が付加されている場合、指定代理請求人から請求いただけます。

## ①代理して請求することができる保険金など

- 対象となる保険金などの種類はつぎのとおりです。

保険種類	代理して請求することができる保険金などの種類
定期保険(2018)	契約者配当金 <sup>①</sup>
増定期保険(2018)	契約者配当金 <sup>①</sup>
生活障害年金定期保険(2018)	生活障害年金 <sup>②</sup> 契約者配当金 <sup>①</sup>
保険料払込免除特約(2018)	保険料払込の免除 <sup>③</sup>
リビング・ニーズ特約(2018)	特定状態保険金



ご注意

- 保険契約者代理特約が付加されている場合、指定代理請求人から、保険料の払い込みの免除などの請求はできません。<sup>⑤</sup>

## ②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。<sup>④</sup>

- 契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当する必要があります。
  - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
  - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族
  - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
  - (4) (3)以外で被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
  - (5) 被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
  - (6) (4)または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- 上記に該当する方がいない場合には、死亡保険金受取人<sup>⑥</sup>。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当する必要があります。
  - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
  - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族
  - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている方



ご注意

- 故意に保険金などの支払事由を生じさせた方または故意に被保険者を保険金などの請求ができない状態に該当させた方は、指定代理請求人としての取り扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求人または死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に請求可能な保険金などがあっても、変更前の指定代理請求人または死亡保険金受取人が保険金などを代理して請求することはできません。
- 保険金などの受取人の代理人(代理請求人といいます)に保険金などをお支払いした場合には、その後、保険金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
- 代理請求人に保険金などをお支払いした後、契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 代理請求人から保険金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めるときは、代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

①被保険者と契約者が同一人である場合が対象となります。

②すえ置かれたものを含みます。

③この場合、契約者が受取人と定められた保険金などは契約者代理人から請求いただけます。

④「1. 保険契約者代理特約 ②代理することができる方 ■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族」の「契約者」を「被保険者」と読み替えてご参照ください。

⑤該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。

・死亡保険金受取人が死亡されたことにより主契約の規定にもとづき死亡保険金受取人となった方を除きます。

### 3 解約と解約返還金

ご契約(特約)の解約はいつでもできます。ご契約(特約)を解約された場合に解約返還金があればお支払いしますが、ご契約後短期間で解約されたときには解約返還金がない場合があります。

#### 1. 解約の取り扱い

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約(特約)は消滅し、以後の保障はなくなります。



- 現在加入のご契約を解約された場合は、新たにご契約の取り扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 解約後に新たにご契約に加入しようとしても、健康状態などによっては引き受けできない場合もあります。
- 保険料のご都合がつかないときでも、解約以外にご契約を有効に継続させる制度<sup>①</sup>があります。
- 年金支払開始以後の生活障害年金定期保険(2018)は、解約を取り扱いません。

#### 2. 解約返還金<sup>②</sup>

- 解約返還金の額は、保険種類・年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- 解約返還金は年々増加するものとは限りません。ご契約によっては減少することがあります。
- お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。このため、解約返還金は多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

#### 3. 被保険者による契約者への解除の請求

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 契約者または保険金などの受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由を発生させた、または発生させようとした場合
- 保険金などの受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- 上記のほか、被保険者の契約者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約の申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

#### ①ご契約を有効に継続させる制度

「IV. 保険料について」<sup>④</sup>「払い込みが困難なときの継続方法」をご参照ください。

- つぎの制度を利用後にご契約を解約された場合、充当価格からの返還金があれば、その金額を払い戻します。
  - ・全部見直し制度
  - ・一部見直し制度
  - ・家族内承継制度

#### 4. 債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

- 差押債権者、破産管財人等（債権者等といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす保険金などの受取人が、契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 契約者でないこと

## 4 保険金額などの減額

ご契約後に所定の取扱範囲内で保険金額などを減額することができます。なお、減額分は解約したものと取り扱います。



ご注意

- 減額後に元のご契約に戻す（復旧する）取り扱いはできません。
- 充実割が適用されている場合、その割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

## 5 契約者貸付制度

一時的に資金をご入用のときに、所定の取扱範囲内で必要な資金を貸し付けする制度です。この制度を利用されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。貸し付けできる金額は、契約内容、契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。<sup>①</sup>

### 1. 貸付金の限度額

- 貸付金の限度額は、つぎのいずれか小さい金額の一定範囲となります。

- 貸付時の解約返還金
- 貸付時の3年経過時の解約返還金

### 2. 貸付金の利息

- 貸付金の利息は、当社所定の貸付利率<sup>②</sup>により複利で計算します。

### 3. 貸付金の返済および精算

- 全額返済のほか、貸付元利息の一部を返済いただくこともできます。
- 保険金などをお支払いする場合、ご契約の消滅や契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、貸付元利息が差し引かれて精算されます。



- 貸付日から1年を経過するごとに利息が貸付金に繰り入れられます。また、追加して貸し付けを利用された場合には、追加貸付日時点の利息が貸付金に繰り入れられます。したがって、**貸し付けが長期にわたりますと、貸付元利息が増えて解約返還金などの額を上回り、ご契約の効力を失うこともあります**ので、計画的な返済をおすすめします。
- 生活障害年金定期保険(2018)の場合で、第1回の生活障害年金をお支払いするときは、年一括払・半年一括払の保険料の残額に相当する金額の返還金から貸付元利息を差し引き、差し引けない残額があるときは、保険契約の責任準備金から差し引き年金額を改めます。ただし、その場合の年金額が所定の金額に満たないときは、生活障害年金をお支払いせず差引後の金額を一時金としてお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません(当社の募集代理店も同様です)。

<sup>①</sup>生活障害年金定期保険(2018)の場合は、生活障害年金の支払開始前に限りこの制度をご利用いただけます。

<sup>②</sup>金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。適用される利率は、当社ホームページをご覧ください。

## 6 契約者・死亡保険金受取人などの変更

契約者、死亡保険金受取人、契約者代理人、指定代理請求人はつぎの取り扱いで変更できます。変更されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

### 1. 契約者の変更

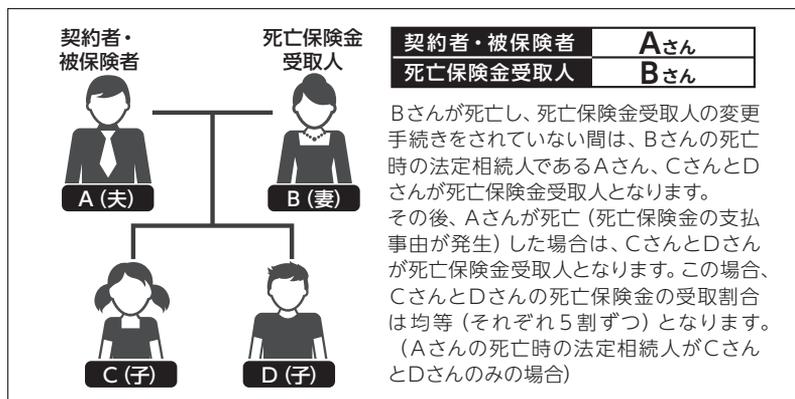
- 契約者は、被保険者と当社の同意を得て、契約者を変更することができます。<sup>①</sup>
- 契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など)はすべて新たな契約者に引き継がれます。

<sup>①</sup>生活障害年金定期保険(2018)の場合は、生活障害年金の支払開始前に限ります。

### 2. 死亡保険金受取人の変更

- 契約者は、被保険者が死亡されるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更される場合は、当社へ通知ください。
- 契約者は法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人から当社へ通知ください。なお、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、新しい死亡保険金受取人に変更する手続きが必要です。
- 被保険者が死亡される以前に死亡保険金受取人が死亡され、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

#### ■ 死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例



ご注意

- 当社が通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から請求を受けても、当社は重複してはお支払いしません。
- 死亡保険金受取人の範囲や受取割合は、契約形態、親族構成、死亡された順序などにより決まります。詳しくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

### 3. 契約者代理人・指定代理請求人の変更

- 契約者代理人が指定されている場合、契約者は、当社の承諾を得て、契約者代理人を変更することができます。
- 指定代理請求人が指定されている場合、契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 当社が定める契約者代理人または指定代理請求人の要件<sup>①</sup>を満たさなくなった場合には、契約者代理人または指定代理請求人の変更を行っていただく必要があります。

①「② 手続き・請求を代理する制度」をご参照ください。

### 4. 保険金などの税法上の取り扱い

- 保険金などの受け取りの際は、契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって税法上の取り扱い<sup>②</sup>が異なります。契約者または受取人を変更される際は、税法上の取り扱いを十分確認のうえご請求ください。

②「⑩ 保険金などの税法上の取り扱い」をご参照ください。

## 7 住所などの変更・改姓改名

転居などによって、当社に登録している住所などの情報を変更されるとき、また契約者・被保険者・死亡保険金受取人・契約者代理人・指定代理請求人が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。



ご注意

- 住所変更の連絡がない場合、当社に登録している住所に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、契約者に到達したものとします。

## 8 契約者配当金

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から割り当てられます。

- 契約者配当金は、当社所定の利率<sup>③</sup>による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、または契約者から請求があったときに、契約者にお支払いします。なお、保険金などをお支払いするときはその保険金などの受取人に、契約者配当金をお支払いします。
- 加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。
- 生活障害年金定期保険(2018)については、年金支払期間中に割り当てられた契約者配当金は、ご契約が消滅したとき、または生活障害年金の受取人から請求があったときに、生活障害年金の受取人にお支払いします。

③金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページをご覧ください。



ご注意

- 毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

## 10 保険金などの税法上の取り扱い

保険金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係で異なります。<sup>①</sup>

### 1. 死亡保険金の受け取り時の課税取り扱い

- 契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税

### 2. 死亡保険金の非課税扱い

- 契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金について相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます。<sup>②</sup>

### 3. 生活障害年金の非課税扱い

- 疾病や傷害を原因として支払われる生活障害年金については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱いになります。



ご注意

- 所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
- 税務の取り扱いについては、**2025年1月時点**の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

① 2025年1月時点の取り扱いです。  
 ・契約者が法人の場合の税法上の取り扱いについては、コンタクトセンターにご照会ください。

② ご契約が2件以上の場合は合算して適用します。

■生活障害年金定期保険（2018）普通保険約款を追加します。

## 生活障害年金定期保険（2018）普通保険約款 目次

### この保険の趣旨

#### 1. 用語の意義

第1条 用語の意義

#### 2. 保険契約の型および年金の種類

第2条 保険契約の型

第3条 年金の種類および年金支払期間

#### 3. 死亡保険金および生活障害年金の支払

第4条 死亡保険金および生活障害年金の支払

第5条 死亡保険金および生活障害年金の支払に関する補則

第6条 死亡保険金および生活障害年金の免責事由に該当した場合の取扱

第7条 死亡保険金および生活障害年金の請求、支払時期および支払場所

第8条 年金証書

#### 4. 当会社の責任開始期

第9条 当会社の責任開始期

#### 5. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法（経路）

第12条 年一括払保険料の前納

第13条 月払保険料の一括払

#### 6. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第14条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

#### 7. 保険契約の復活

第15条 保険契約の復活

#### 8. 保険契約の無効および取消

第16条 死亡保険金等不法取得目的による無効

第17条 詐欺による取消

#### 9. 告知義務および保険契約の解除

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 保険契約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

#### 10. 解約および解約返還金

第22条 解約および解約返還金

第23条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

#### 11. 契約内容の変更

第24条 年金額の減額

第25条 払済終身保険への変更

#### 12. 契約者貸付

第26条 契約者貸付

#### 13. 保険契約者

第27条 保険契約者の代表者

第28条 保険契約者の変更等

第29条 保険契約者の住所の変更

#### 14. 死亡保険金受取人

第30条 死亡保険金受取人の代表者

第31条 死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱

第32条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第33条 遺言による死亡保険金受取人の変更

#### 15. 年齢の計算その他の取扱

第34条 年齢の計算

第35条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

#### 16. 契約者配当金の割当および支払

第36条 契約者配当金の割当

第37条 契約者配当金の支払

#### 17. 時効

第38条 時効

#### 18. 法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更

第39条 法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更

#### 19. 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

#### 20. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第41条 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

# 生活障害年金定期保険（2018）普通保険約款

（2024年3月19日改正）

## （この保険の趣旨）

この保険は、一定期間の保険期間中に、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。死亡保険金の額および年金額は同額です。なお、第1回の生活障害年金が支払われる場合には、その後の保険料の払込を不要とします。

		給付の内容
死亡保険金		被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前に死亡したときに支払います。
生活障害年金	生活障害年金（介護）	被保険者が、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当したときに第1回の生活障害年金（介護）を支払い、年金支払期間中の第1回の生活障害年金（介護）の支払日の年単位の応当日に生存しているときに第2回以後の生活障害年金（介護）を支払います。
	生活障害年金（障害）	被保険者が、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級の障害に該当したときに第1回の生活障害年金（障害）を支払い、年金支払期間中の第1回の生活障害年金（障害）の支払日の年単位の応当日に生存しているときに第2回以後の生活障害年金（障害）を支払います。

## 1. 用語の意義

### 第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

## 2. 保険契約の型および年金の種類

### 第2条（保険契約の型）

1. 保険契約の型は、保険給付の種類により、つぎのとおりとします。

保険契約の型	保険給付の種類
介護型	死亡保険金 生活障害年金（介護）
障害・介護型	死亡保険金 生活障害年金（障害） 生活障害年金（介護）

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、当会社の定める取扱にもとづき、第1項のいずれかの型を指定するものとします。

3. 第2項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

### 第3条（年金の種類および年金支払期間）

1. 年金の種類は有期年金とし、第1回の生活障害年金の支払日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り、生活障害年金を支払います。

2. 年金支払期間は、保険契約者が、保険契約の締結の際、当会社所定の範囲内で、年金支払期間とする年数を指定することにより定めるものとし、第1回の生活障害年金の支払日からその日を含めて保険契約者が指定した年数を経過する日までとします。

### 3. 死亡保険金および生活障害年金の支払

#### 第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）

1. この保険契約において支払う死亡保険金および生活障害年金はつぎのとおりです。

		死亡保険金・生活障害年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡保険金・生活障害年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金		被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡したとき	年金額と同額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
生活障害年金（介護）	第1回の生活障害年金（介護）	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度（別表2）における要介護2以上の状態（別表3）に該当し、要介護認定（別表4）において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき	年金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存
	第2回以後の生活障害年金（介護）	被保険者が年金支払期間中の第1回の生活障害年金（介護）の支払日の年単位の応当日に生存しているとき	年金額	被保険者	_____

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
生活障害年金（障害）	第1回の生活障害年金（障害） <p>保険契約の型が「障害・介護型」の場合で、被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級の障害に該当し（身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級の障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、同法にもとづき障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付があったとき。  この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級の障害に該当し、同法にもとづき障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付があったときを含みます。</p>	年金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存
	第2回以後の生活障害年金（障害） <p>被保険者が年金支払期間中の第1回の生活障害年金（障害）の支払日の年単位の応当日に生存しているとき</p>	年金額	被保険者	_____

2. 生活障害年金の支払日については、つぎのとおりとします。

- (1) 第1回の生活障害年金  
第1回の生活障害年金の支払事由が生じた日
- (2) 第2回以後の生活障害年金  
第1回の生活障害年金の支払日の年単位の応当日

3. 第1回の生活障害年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対応する保険料の払込は要しません。

#### 第5条（死亡保険金および生活障害年金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）の規定にかかわらず、生活障害年金の受取人は保険契約者とします。
2. 生活障害年金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 死亡保険金を支払う前に生活障害年金（介護）または生活障害年金（障害）の請求を受け、生活障害年金（介護）または生活障害年金（障害）が支払われるときは、当会社は、死亡保険金を支払いません。
4. 生活障害年金が支払われた場合には、当会社は、死亡保険金を支払いません。
5. 死亡保険金が支払われた場合には、当会社は、生活障害年金を支払いません。

6. 当社は、生活障害年金（介護）と生活障害年金（障害）を重複しては支払いません。
7. 生活障害年金（介護）または生活障害年金（障害）のいずれかが支払われた場合には、その生活障害年金と同じ生活障害年金の支払事由に該当しても、当社は、これを支払いません。
8. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
9. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に生活障害年金（介護）の支払事由または生活障害年金（障害）の支払事由に該当する状態に該当した場合でも、当社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、第4条の生活障害年金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
10. 被保険者が複数障害により生活障害年金（障害）の支払事由に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであったとしても生活障害年金（障害）の支払事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、生活障害年金（障害）を支払います。
11. 年金支払期間が満了した場合には、保険契約は消滅します。
12. 保険期間の満了日後に要介護認定が効力を生じた場合でも、要介護認定の更新の場合で、保険期間の満了日までに要介護2以上との認定を受けていたときは、その認定を受けた日を要介護認定が効力を生じた日とみなして第4条の規定を適用します。
13. 保険期間の満了日後に身体障害者手帳の交付があった場合でも、保険期間の満了日までに身体障害者手帳の交付を申請していたときは、保険期間の満了日に身体障害者手帳の交付があったものとみなして第4条の規定を適用します。
14. 第12項または第13項の規定により生活障害年金が支払われる場合で、保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当社は、支払うべき生活障害年金からその金額を差し引くものとしします。
15. 死亡保険金を支払うときに、契約者貸付があるときは、当社は、死亡保険金（第10条（保険料の払込）第7項の規定により支払われる返還金を含みます。）からその元利金を差し引きます。
16. 第1回の生活障害年金を支払うときに、契約者貸付があるときは、つぎのとおりとします。
  - (1) 第10条第7項の規定により支払われる返還金からその元利金の差引を行った後に差し引けない残額があるときは、保険契約の責任準備金からその残額を差し引き、年金額を改めます。
  - (2) 第1号の場合、改められた年金額が当社所定の金額に満たないときは、生活障害年金を支払わず、差引後の金額を生活障害年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、第1回の生活障害年金の支払事由が生じた時に消滅します。
17. 第4条の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金額を下回ることはありません。
18. 第4条の規定にかかわらず、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって生活障害年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、生活障害年金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う生活障害年金の現価は、責任準備金額を下回ることはありません。

#### 第6条（死亡保険金および生活障害年金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当社は、責任準備金（責任準備金額が死亡保険金の額を上回る場合は、死亡保険金相当額。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
  - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
  - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

#### 第7条（死亡保険金および生活障害年金の請求、支払時期および支払場所）

1. 死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人もしくは生活障害年金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。
2. 支払事由の生じた死亡保険金または生活障害年金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金または生活障害年金を請求してください。
3. 本条の規定により死亡保険金または生活障害年金の請求を受けた場合、死亡保険金または生活障害年金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日（当社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。この場合、当社が認めたときは、死亡保険金または生活障害年金の受取人の口座（当社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
4. 死亡保険金または生活障害年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金または生活障害年金の請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、死亡保険金または生活障害年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌

日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 死亡保険金または生活障害年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）に定める支払事由発生の有無
  - (2) 死亡保険金または生活障害年金の免責事由に該当する可能性がある場合  
死亡保険金または生活障害年金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
    - (ア) 第2号および第3号に定める事項
    - (イ) 第21条（重大事由による解除）第1項第5号の事由に該当する事実の有無
    - (ウ) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から死亡保険金または生活障害年金の請求時までにおける事実
    - (エ) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人の死亡保険金または生活障害年金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金または生活障害年金の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、死亡保険金または生活障害年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
- (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金または生活障害年金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当社は、死亡保険金または生活障害年金を請求した者にその旨を通知します。
8. この保険契約にもとづく諸支払金の支払時期および支払場所については、第3項の規定を準用します。

#### 第8条（年金証書）

当社は、第1回の生活障害年金を支払うときに、年金証書を生活障害年金の受取人に交付します。

### 4. 当社の責任開始期

#### 第9条（当社の責任開始期）

1. 当社は、保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
2. 第1項により当社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

### 5. 保険料の払込

#### 第10条（保険料の払込）

1. 保険料は、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
  - (1) 第1回保険料の払込期月  
責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
  - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に払い戻します。
- (1) 保険契約の消滅
  - (2) 年金額の減額
  - (3) 第1回の生活障害年金の支払事由
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡保険金または第1回の生活障害年金の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金または第1回の生活障害年金から差し引きます。ただし、死亡保険金または第1回の生活障害年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、死亡保険金または生活障害年金を支払いません。
5. 保険契約者は、当社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
6. 月払の保険契約が年金額の減額等によって当社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
7. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に支払います。
- (1) 保険契約の消滅。ただし、第6条（死亡保険金および生活障害年金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第16条（死亡保険金等不法取得目的による無効）または第17条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
  - (2) 年金額の減額
  - (3) 第1回の生活障害年金の支払事由
8. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第7項各号の事由が生じたときであっても、当社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

#### 第11条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 当社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
  - (3) 金融機関等の当社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
  - (5) 当社の本店または当社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当社の取扱範囲外となったときまたは当社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。

#### 第12条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、当社の定める取扱にもとづき、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に払い戻します。

### 第13条（月払保険料の一括払）

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。
2. 保険料の払込を要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に払い戻します。

## 6. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

### 第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）

1. 保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約日または払込期月の
年一括払	契約応当日が月の末日の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで）

2. 第1項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とする月払契約について、当社が認めたときは、第2回保険料の猶予期間を第1回保険料の猶予期間の満了日まで延長して取り扱います。
3. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、つぎのとおりとします。
  - (1) 第1回保険料の場合  
保険契約を無効とします。ただし、第10条（保険料の払込）第4項および本条第4項の規定にもとづき、猶予期間の満了日までに死亡保険金または第1回の生活障害年金の支払事由が生じ死亡保険金または第1回の生活障害年金を支払う場合を除きます。
  - (2) 第2回以後の保険料の場合  
保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
4. 猶予期間中に死亡保険金または第1回の生活障害年金の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金または第1回の生活障害年金から差し引きます。ただし、死亡保険金または第1回の生活障害年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、死亡保険金または生活障害年金を支払いません。

## 7. 保険契約の復活

### 第15条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約の復活を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第26条（契約者貸付）第7項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
4. 保険契約の復活を行う場合、当社は第3項に定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
5. 保険契約の復活を行う場合、当社は、新たな保険証券を交付しません。

## 8. 保険契約の無効および取消

### 第16条（死亡保険金等不法取得目的による無効）

保険契約者が死亡保険金もしくは生活障害年金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金もしくは生活障害年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

### 第17条（詐欺による取消）

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に詐欺の行為があったときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

## 9. 告知義務および保険契約の解除

### 第18条（告知義務）

当社が、保険契約の締結または復活の際、死亡保険金または生活障害年金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で

告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

#### 第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当社は、死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金または生活障害年金を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに生活障害年金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）第3項の規定を適用しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、死亡保険金または生活障害年金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が証明したときは、死亡保険金または生活障害年金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

#### 第20条（保険契約を解除できない場合）

当社は、つぎのいずれかの場合には第19条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 当社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、つぎのいずれかに該当した場合（責任開始期前に原因が生じていたことにより、生活障害年金が支払われない場合またはつぎの(イ)もしくは(ウ)に該当した場合を含みます。）を除きます。
  - (イ) 死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じたとき
  - (イ) 第1回的生活障害年金（介護）の支払事由に定める状態に該当したとき
  - (ウ) 第1回的生活障害年金（障害）の支払事由に定める障害に該当したとき
- (4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

#### 第21条（重大事由による解除）

1. 当社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
  - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 保険契約者、被保険者または生活障害年金の受取人がこの保険契約の生活障害年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この保険契約の死亡保険金または生活障害年金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる年金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (5) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (6) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第5号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
  - (7) 当社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険

契約の存続を困難とする第1号から第6号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 当社は、死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第5号の事由にのみ該当した場合で、第1項第5号の事由に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金。以下本項において同じ。）または生活障害年金を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでにその支払事由により生活障害年金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）第3項の規定を適用しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人について第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

## 10. 解約および解約返還金

### 第22条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日（当社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。この場合、当社が認めたときは、保険契約者の口座（当社の指定した金融機関等の口座に限り）に払い込む方法により支払います。

### 第23条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎのすべてを満たす死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、当社が死亡保険金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
  - (1) 当社は、第1項の解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
  - (2) 当社は、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡保険金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が当社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、第1回の生活障害年金の支払事由が生じ、当社が生活障害年金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
  - (1) 第1回の生活障害年金の支払日以後、第1項および第2項の規定は適用しません。
  - (2) 当社は、第1項の解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、第1回の生活障害年金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
  - (3) 当社は、第1回の生活障害年金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を生活障害年金の受取人に支払います。

## 11. 契約内容の変更

### 第24条（年金額の減額）

1. 保険契約者は、当社の定める取扱にもとづき、年金額を減額することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当社は、年金額の減額を取り扱いません。
  - (1) 減額後の年金額が当社所定の金額を下回る時

- (2) 第1回の生活障害年金の支払日以後であるとき
3. 年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 年金額の減額をしたときは、減額分は解約したもとして取り扱います。
5. 年金額の減額をした場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

#### 第25条（払済終身保険への変更）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、次回以後の保険料払込を中止し、解約返還金をもとに保険金額を定めた、被保険者の死亡を支払事由とする終身保険（以下「払済終身保険」といいます。）に変更することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、払済終身保険への変更を取り扱いません。
  - (1) 払済終身保険の死亡保険金の額（以下本条において「死亡保険金額」といいます。）が当会社所定の金額に満たないとき
  - (2) 生活障害年金の年金支払期間中であるとき
3. 払済終身保険の保険給付の種類は、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）第1項に定める死亡保険金のみとし、生活障害年金の支払はありません。
4. 第1項の場合、払済終身保険の死亡保険金額は、解約返還金（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）をもとに定めます。ただし、死亡保険金額が変更前の保険契約の死亡保険金の額（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた額。以下本項において同じ。）をこえるときは、死亡保険金額について、解約返還金の残額との合計額が変更前の保険契約の死亡保険金の額と同額となるよう定めます。この場合、その解約返還金の残額を保険契約者に支払います。
5. 払済終身保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 払済終身保険への変更後は、第24条（年金額の減額）中「年金額」とあるのは「死亡保険金額」と読み替えます。

## 12. 契約者貸付

#### 第26条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日前に限り、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

## 13. 保険契約者

#### 第27条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

#### 第28条（保険契約者の変更等）

1. 保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日前に限り、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、生活障害年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
3. 保険契約者の変更または第2項の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 保険契約者と生活障害年金の受取人が異なる場合、生活障害年金の受取人は、第1回の生活障害年金の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

#### 第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 14. 死亡保険金受取人

### 第30条（死亡保険金受取人の代表者）

1. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

### 第31条（死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱）

1. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

### 第32条（当社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

### 第33条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 第32条（当社への通知による死亡保険金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

## 15. 年齢の計算その他の取扱

### 第34条（年齢の計算）

1. 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第35条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外であったときは、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは当社の定める取扱にもとづき実際の年齢による保険料に改め保険料の差額の精算等を行います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、第1項の規定を準用して取り扱います。

## 16. 契約者配当金の割当および支払

### 第36条（契約者配当金の割当）

1. 当社は、当社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
  - (1) つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日が到来する保険契約。ただし、第1回の生活障害年金の支払日前で、かつ、年単位の契約応当日が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
  - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
  - (3) つぎの事業年度中に、第1回の生活障害年金の支払日の年単位の応当日（以下本条および第37条（契約者配当金の支払）において「年金支払日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、年金支払日が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
  - (4) つぎの事業年度中に、年金支払期間の満了日の翌日が到来する保険契約
2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

## 第37条（契約者配当金の支払）

- 第36条（契約者配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。
  - 第36条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日の前日の満了時に保険契約が有効である場合（年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは第1回の生活障害年金の支払日前に保険契約者から請求があったときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に、第1回の生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人に支払います。
  - 第36条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
  - 第36条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年金支払日の前日の満了時に保険契約が有効である場合に限り、つぎの事業年度に到来する年金支払日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは生活障害年金の受取人から請求があったときに生活障害年金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡したとき（保険契約者が法人で、かつ、生活障害年金の受取人が保険契約者である場合を除きます。）は生活障害年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
  - 第36条第1項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金支払期間の満了時に生活障害年金の受取人に支払います。
- 第36条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
- 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第7条（死亡保険金および生活障害年金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

## 17. 時効

### 第38条（時効）

死亡保険金、生活障害年金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

## 18. 法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更

### 第39条（法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更）

- 当会社は、生活障害年金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が生活障害年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および年金額を変更することなく生活障害年金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 第1項の規定により、生活障害年金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

## 19. 管轄裁判所

### 第40条（管轄裁判所）

この保険契約における死亡保険金または生活障害年金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
- 死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人（死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所

## 20. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

### 第41条（保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）

- 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した場合で、この普通保険約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。
- 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）があるときは、つぎのとおり取り扱います。
  - つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。）を保険契約者（死亡保険金または生活障害年金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
    - 死亡保険金または生活障害年金が支払われるとき
    - 被保険者が死亡したとき
  - つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格か

らの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。)を保険契約者に払い戻します。

(7) 保険契約が効力を失ったとき

(4) 保険契約が解除または解約されたとき

(7) 払済終身保険に変更するとき

(3) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、充当価格を保険契約者に払い戻します。

(4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額（充当保険料の減額に対応する部分とします。）を保険契約者（死亡保険金または生活障害年金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

(7) 保険料の払込方法（回数）または保険料の払込方法（経路）を変更するときは、充当価格の残額

(4) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額

(5) 第26条（契約者貸付）の規定を適用する場合には、第26条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。

3. 充当価格のある保険契約について、第26条の規定を適用する場合には、第26条第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。

4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第16条（死亡保険金等不法取得目的による無効）の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第17条（詐欺による取消）の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。

5. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

## 備考

### 1. 責任開始期以後に発病した疾病

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

(1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合

(2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合

(3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

### 2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の基本分類コード F 11. 2、F 12. 2、F 13. 2、F 14. 2、F 15. 2、F 16. 2、F 18. 2、F 19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

## 別表 1 請求書類

### (1) 死亡保険金、生活障害年金の請求

項目		必要書類
1	死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
2	生活障害年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（生活障害年金（介護）の場合） (4) 被保険者の身体障害者手帳の写し（生活障害年金（障害）の場合） (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 生活障害年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
	第2回以後の生活障害年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 生活障害年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金および生活障害年金（以下「死亡保険金等」といいます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金、弔慰金または見舞金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につき書類も含めるものとします。 (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金等の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。） (2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類		

### (2) その他

項目		必要書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・年金額の減額 ・払済終身保険への変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

	項目	必要書類
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険契約者の変更等	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第1回の生活障害年金の支払日以後は年金証書）
7	当会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
9	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（第1回の生活障害年金の支払日以後は生活障害年金の受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（第1回の生活障害年金の支払日以後は年金証書）
<p>(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。</p> <p>2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。</p>		

## 別表2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

## 別表3 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

## 別表4 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。なお、「要介護2以上との要介護認定」については、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護2以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

■保障見直し特約条項（2018）について、第9条および第15条を追加し、追加前の第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条および第16条をそれぞれ第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条に変更し、第6条、第7条および第8条をつぎのとおり変更します。

#### 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）

1. 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、見直し後契約の死亡保険金（死亡により年金が支払われるものを含みます。以下同じ。）が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約（見直し前契約の一部を見直す場合は見直し部分とし、以下「見直し前契約等」といいます。）の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
  - (1) その自殺が見直し前契約等の自殺免責期間（被保険者が自殺した場合で、主約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金および死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算し、以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。
  - (2) 見直し前契約等の自殺免責期間中に被保険者が自殺した場合でも、見直し前契約等を見直し後契約、転換後契約または変更後契約とする見直し前契約等、被転換契約または被変更契約（以下「見直し前契約等の見直し前契約等」といいます。）があるときは、見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額（見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額が見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額をこえるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。ただし、見直し前契約等の見直し前契約等の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
  - (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われるときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における各パッケージ内契約の死亡保険金額と見直し後契約の死亡保険金額の合計額の割合（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算します。）に応じて支払います。
  - (4) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われた場合には見直し後契約は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、死亡保険金の受取人に支払います。
2. 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険金、給付金または年金（特約の保険金、給付金または年金を含みます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険金、給付金または年金（死亡保険金を除きます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の金額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
3. 見直し前契約等に見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分を有する主契約および各特約があり、見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（以下本項において、「3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等」といいます。）がある場合で、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等の死亡返還金が支払われるべき事由に該当したとき（該当が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の死亡返還金の額が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
4. 見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額（年金額については、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは3大疾病保険金または3大疾病年金を支払わない旨の規定を適用しません。
  - (2) 見直し前契約等における見直し後契約の軽度状態保険金（A）に対応する部分の金額と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等と医師により診断確定されたときは軽度状態保険金（A）を支払わない旨の規定を適用しません。
5. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、見直し後契約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が、見直し前契約等における見直し後契約の保険金、給付金または年金に対応する部分を有する保険金額、給付金額、年金額または給付金月額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額とします。）をこえる部分に限り、解除を行うことができるもの

とします。

- (2) 見直し後契約の死亡保険金の合計額（見直し後契約が通増定期保険（2018）である場合には、死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合を除き、保険期間の満了日における保険金額とします。）が、見直し前契約等の死亡保険金等の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができますものとします。ただし、見直し後契約が生活障害年金定期保険（2018）の場合には、見直し後契約の死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合に限り（以下同じ）。
6. 第2項から第5項までにおける対応する部分とは、見直し後契約の保険金、給付金または年金とそれぞれ名称を同じくする見直し前契約等の保険金、給付金または年金をいい、つぎの保険金、給付金および年金を含むものとします（以下同じ）。
- (1) 見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
  - (2) 見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（A）の場合には、見直し前契約等の要支援・介護保険金、特定状態充実保障保険金（A）、特定疾病充実保障保険金、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
  - (3) 見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（B）の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（B）
  - (4) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
  - (5) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の要支援・介護保険金および介護給付金
  - (6) 見直し後契約の保険金が要支援・介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護保険金、軽度状態保険金（A）、特定状態充実保障保険金（A）、特約介護保険金、特約特定状態充実保障保険金および介護給付金
  - (7) 見直し後契約の給付金が特定自然災害死亡給付金の場合には、見直し前契約等の災害死亡保険金、災害死亡給付金、災害割増保険金および災害保険金
  - (8) 見直し後契約の給付金が入院所得給付金の場合には、見直し前契約等の就業不能給付金
  - (9) 見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、特定疾病年金および特約特定疾病年金
  - (10) 見直し後契約の年金が身体障害年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（障害）および特約障害年金
  - (11) 見直し後契約の年金が介護年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（介護）
  - (12) 見直し後契約の年金が生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金
  - (13) 見直し後契約の年金が生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護年金および特約介護年金
7. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の年金についても見直し後契約の保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (1) 見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の3大疾病年金、特定疾病年金および特約特定疾病年金
  - (2) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の身体障害年金、生活障害年金（障害）および特約障害年金
  - (3) 見直し後契約の保険金が介護保険金または要支援・介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護年金、生活障害年金（介護）および特約介護年金
8. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の保険金および給付金についても見直し後契約の年金に対応する部分とします。この場合、その金額（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (1) 見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、見直し前契約等の3大疾病保険金、特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
  - (2) 見直し後契約の年金が身体障害年金または生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害保険金、特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
  - (3) 見直し後契約の年金が介護年金または生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護保険金、要支援・介護保険金、特約介護保険金および介護給付金
9. 見直し後契約において、第2項から第5項までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、主契約の各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
10. 第1項から第9項までの規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。

## 第7条（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025がある場合の特則）

1. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の場合は、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
    - (ア) 見直し後契約において支払う3大疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
      - (a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保

障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等」といいます。）において支払われるべき3大疾病保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。

(イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき3大疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等において支払われるべき3大疾病保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。

(ウ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。

(a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額を限度とします。

(エ) 第6条の規定を適用して支払われるべき身体障害保険金の額が、(ウ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、(ウ)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(a)の限度額に加えます。

(オ) 見直し後契約において支払う介護保険金については、(ウ)および(エ)中「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ウ)および(エ)の規定を適用します。

(2) 第6条の規定を適用し、当社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(イ) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ウ) 見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額が、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。

(エ) 見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

2. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金の合計額を限度として見直し後契約の3大疾病保険金を支払うときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの3大疾病保険金の額と見直し後契約の3大疾病保険金の合計額の割合に応じて支払います。
- (イ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「身体障害保険金」と、介護保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ア)の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額が見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができますものとします。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
3. 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、第1項の規定を準用します。
4. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、第1項第1号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）」と読み替えて第1項第1号の規定を適用した上で、第2項第1号の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、第1項第2号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額」と読み替えて第1項第2号の規定を適用します。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
5. 見直し後契約に要支援・介護保険（無解約返還金）2025がある場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条の規定を適用し、要支援・介護保険金を支払うときは、見直し前契約等における見直し後契約の要支援・介護保険金に対応する部分の金額（第1項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）を限度として見直し後契約の要支援・介護保険金を支払います。
- (2) 第1号の規定により見直し後契約の要支援・介護保険金を支払うときで、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）が支払われるべき事由（公的介護保険制度における要介護1に関する事由に限り、以下本項において同じ。）に該当し、かつ、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合は、見直し後契約において支払う軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険金の限度をつぎのとおりとします。
- (ア) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う軽度状態保険金（A）の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）の額を限度とします。
- (イ) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う軽度状態保険金（A）の額をこえるときは、そのこえる金額を、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025において支払う要支援・介護保険金の額の限度とします。
- (3) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の解除を行うときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の要支援・介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額および年金額ならびに特約の保険金額、給付金額および年金額の合計額（第1項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）をこえる部分に限り、解除を行うことができますものとします。
- (4) 第3号の規定により解除を行うときで、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合は、つぎのとおり取り扱った上で、第3号の規定を適用します。
- (ア) 見直し後契約に要支援・介護保険（無解約返還金）2025があるとき（見直し後契約に軽度3大疾病・介護・身体

障害保険（無解約返還金）2022がある場合は除きます。）は、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

- (イ) 見直し後契約に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および要支援・介護保険（無解約返還金）2025があるときは、つぎのとおり取り扱います。
  - (a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額をこえるときは、そのこえる部分と見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額について、解除を行うことができるものとします。
  - (b) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額と同額の場合は、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額について、解除を行うことができるものとします。
  - (c) 見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額がそのこえる金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (5) 見直し後契約において、第1号から第4号までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

#### 第8条（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約がある場合の特則）

見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）がある場合は、第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）第2項から第5項までの規定の適用の際、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
  - (イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（(ア)の3大疾病保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (2) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、見直し前契約等における見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
  - (イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（(ア)の身体障害保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の身体障害年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
  - (ウ) 見直し前契約等の介護年金および特約介護年金については、(ア)および(イ)中「身体障害年金および特約障害年金」とあるのは「介護年金および特約介護年金」と、「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と、「見直し後契約の身体障害年金」とあるのは「見直し後契約の介護年金」と読み替えて、(ア)および(イ)の規定を適用します。
- (3) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のときは、見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等における見直し後契約の保険金額または年金額に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の見直し日における年金の現価と同額までの金額について、第6条第6項に規定する見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
  - (イ) 見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金の現価（(ア)の対応する部分について、

第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、第6条第7項に規定する見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

- (ウ) (ア)および(イ)の規定に加え、見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等の年金の現価(ア)および(イ)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022または介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (4) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のとき(見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第1号の規定を準用します。
- (5) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のとき(見直し後契約に3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第2号の規定を準用します。
- (6) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022、介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のときは、第3号の規定を準用します。
- (7) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のとき(見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第1号の規定を準用します。
- (8) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のとき(見直し後契約に3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第2号の規定を準用します。
- (9) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022、介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のときは、第3号の規定を準用します。
- (10) 見直し後契約に要支援・介護保険(無解約返還金)2025があるときは、見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等の年金の現価(第1号から第9号までの対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

#### 第9条(見直し前契約等に要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合の特則)

見直し前契約等に要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合、その要支援・介護保険(無解約返還金)2025について、第7条(見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)または要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合の特則)の規定にかかわらず、第6条(見直し後契約の保険給付に関する特別取扱)第2項から第5項までの規定の適用の際、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および要支援・介護保険(無解約返還金)2025のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額(ア)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (2) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額(ア)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (3) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (4) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および要支援・介護保険(無解約返還金)2025のときは、第1号の規定を適用した上で、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額(第1号の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の3大疾

病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

- (5) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険の額について、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険の額（ア）の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (6) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険の額について、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険の額（ア）の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (7) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、第1号の規定を適用した上で、見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険の額（第1号の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (8) 見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）がある場合は、第6条第8項の「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）」を「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025」と読み替えて第6条第8項の規定を適用します。
- (9) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、第1号の規定を準用します。
- (10) 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、第2号の規定を準用します。
- (11) 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、第4号の規定を準用します。

**第10条（見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）の場合の特則）**

（中略）

**第11条（見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合の特則）**

（中略）

**第12条（見直し後契約が先進医療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）**

（中略）

**第13条（見直し後契約が女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）**

（中略）

**第14条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）**

（中略）

**第15条（見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合の特則）**

見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合で、かつ、見直し前契約等に生活習慣病

重症化予防応援保険（無解約返還金）2024が含まれている場合には、つぎのとおり取り扱いいます。

- (1) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限りません。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱いいます。ただし、見直し後契約の生活習慣病重症化予防給付金の額が見直し前契約等における糖尿病重症化予防給付金の額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱いいます。
- (2) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険期間満了前である場合に限りません。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱いいます。ただし、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金の額が見直し前契約等における生活習慣病重症化予防給付金の額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱いいます。
- (3) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金または生活習慣病重症化予防給付金の額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、給付金の受取人に支払います。
- (4) 見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型と見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が異なる場合で、見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の解除を行うときには、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額が、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額をこえる部分に限り、解除を行うことができますものとします。
- (5) 第4号の規定により、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の一部が解除される場合、解除されない部分の給付金の額が当社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。
- (6) 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1号から第5号までの規定は適用しません。

**第16条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）**

（ 中 略 ）

**第17条（見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）**

（ 中 略 ）

**第18条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）**

（ 以下略 ）





2025年4月版

契企[登] 18289-01